



平成 23 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社協和エクシオ  
代表者名 代表取締役社長 石川 國雄  
(コード番号 1951 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員財務部長 渡邊 隆之  
(TEL. 03-5778-1106)

### 従業員等に対するストックオプション（新株予約権）の募集に関するお知らせ

当社は、平成23年9月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに当社第57回定時株主総会の決議に基づき、当社従業員及び当社子会社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権について、募集事項を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 新株予約権の名称

株式会社協和エクシオ 第5回新株予約権

#### 2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員107名、当社子会社の取締役22名 新株予約権4,560個

#### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式456,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

#### 4. 新株予約権の総数

4,560個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。（ただし、上記3に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

## 5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

## 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成23年9月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

## 7. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月1日から平成27年6月30日までとする。

## 8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社従業員または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社従業員が定年退職した場合、当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ② その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。

## 9. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

## 10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

### 11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 12. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

### 13. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者が発行請求した場合に限り発行される。ただし、新株予約権は譲渡できないものとする趣旨に鑑み、新株予約権者は新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

### 14. 新株予約権の割当日

平成23年10月4日

以 上